

## はじめに

本市は、平成11年に、良好な環境の将来世代への継承と環境負荷が少なく持続的に発展する社会の構築などを基本理念とした函館市環境基本条例を制定するとともに、翌年には、その着実な実現に向け、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的に、函館市環境基本計画を策定し、現在、改定した第2次計画に基づき、市民、市民団体、事業所などの理解と協力を得ながら、各種施策を展開しております。

とりわけ、一般廃棄物の処理にあたっては、「循環型社会の構築」、「良好な環境の確保と公衆衛生の向上」を目指し、平成18年度に策定した「第2次函館市一般廃棄物処理基本計画」のもと、ごみの減量化・再資源化と適正処理、そして生活排水対策に取り組んできたところであります。

こうした取り組みの結果、ごみ処理に関しては、平成25年度の焼却処理量と埋立処分量との合計は約9万8千トンで、平成17年度の約10万9千トンと比較して、約10%の減量となり、一定の成果を得ることができました。

また、生活排水処理に関しては、公共下水道整備による処理区域の拡大や合併処理浄化槽の普及により、平成25年度の非水洗化人口の割合は13.3%で、平成17年度の20.0%と比較して、約7%の減少となっておりますが、今後、水洗化が予定されていない地域においては、水環境の保全を図るため、更なる合併処理浄化槽による処理が不可欠となっております。

こうした現状を踏まえ、本市では、現行の計画を改定し、「第3次函館市一般廃棄物処理基本計画」を策定いたしました。

今後は、本計画のもと、よりよい環境を将来に引き継ぐため、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めてまいります。

平成27年3月

函館市長 工藤 壽樹

# 目 次

## 第 1 部 総 論

---

第 1 章	計画策定の目的	1
第 2 章	計画の位置づけ	3
第 3 章	地域の概況	4
第 1 節	函館市の概況	4
第 2 節	人口・世帯数	5
第 3 節	産業の動向	6
第 4 章	計画の基本的事項	9
第 1 節	計画期間	9
第 2 節	計画処理区域	9
第 3 節	人口推計	10

## 第 2 部 ごみ処理基本計画

---

第 1 章	ごみ処理の現状と課題	11
第 1 節	ごみの分別区分, 処理主体, 体系	11
第 2 節	ごみの排出量	15
第 3 節	ごみの組成	19
第 4 節	ごみ処理に関する温室効果ガス排出量・エネルギー回収量	24
第 5 節	ごみ処理手数料	27
第 6 節	廃棄物処理事業費	28
第 7 節	ごみの排出抑制・再資源化の状況	30
第 8 節	清掃美化・排出指導	36
第 9 節	ごみ処理施設の状況	39
第 10 節	ごみ処理の課題の整理	45
第 2 章	基本方針と数値目標	48
第 1 節	計画の基本方針	48
第 2 節	ごみの排出量の推計	50
第 3 節	計画の数値目標	52
第 4 節	ごみ処理に関する温室効果ガス排出量・エネルギー回収量の推計	58

第3章	基本方針に基づく施策の展開	60
第1節	ごみを出さないライフスタイルの推進	60
第2節	ごみの減量化と再使用に向けた取り組みの推進	63
第3節	効果的なリサイクルの実施による更なる循環型社会の確立	65
第4節	適正なごみ処理の確保と環境負荷の小さいごみ処理体制の構築	67
第4章	ごみ処理の実施に関する基本事項	70
第1節	分別区分, 処理主体に関する事項	70
第2節	収集運搬に関する事項	71
第3節	中間処理に関する事項	72
第4節	最終処分に関する事項	72
第5節	その他ごみの処理に関し必要な事項	73
第5章	計画の進行・管理	74
第1節	推進体制	74
第2節	市, 市民, 事業者の役割	74
第3節	計画の進行管理	76

### 第3部 生活排水処理基本計画

---

第1章	基本方針	77
第2章	生活排水の処理状況	77
第3章	生活排水の処理主体	78
第4章	処理計画	78
第1節	生活排水の処理計画	78
第2節	し尿および浄化槽汚泥の処理計画	79
第3節	普及, 啓発活動	79

### 資料編

---

1	人口推計の内訳	81
2	ごみの組成割合の内訳	82
3	市民アンケートの調査結果	85
4	計画策定までの経過	91
5	用語集	93

文中の「\*」印のある用語は, 資料編の用語集に解説が記載されています。